

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 子育て支援課	
許 認 可 等 名	医療費の助成の決定に関する事務	
根 拠 法 令	重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	(電話 621-5564)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 申請にあたって必要となる次のものが揃っていること。</p> <p>(1) ひとり親家庭等医療費助成申請書</p> <p>(2) 領収書</p> <p>(3) 診療内容を証する書類</p> <p>(4) 印鑑</p> <p>(5) 保険者又は他の公費負担医療制度の給付を受けた場合はその支給額が記載された書類</p> <p>2 助成の方法は申請時に記載したひとり親家庭の父母等への口座振込による支払いとする。</p> <p>3 領収金額が21,000円以上のもの又は施術費であって前記1の(5)の書類の提出がなかったものについては、保険者の助成決定を待って、文書による照会をし、助成額を確認した後、支払いを行う。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成28年10月1日設定 (平成29年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日 (休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	ただし、審査基準3の照会を行うものについては、総日数120日 (休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成28年10月1日設定 (平成29年4月1日最終変更)